毎週 火曜日・金曜日 (祝祭日に当たるときは翌日発行)

発行人 大 分 県

編集

(定価 一箇年 三万八千八百八十円

大分		
県報		
八月	第二九	平成一

一十九年

九〇六号

四 日

なお、当該漁業の許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度は、

平成二十九年九月六日から同月二十日までとする。

百四隻である。

の許

平成二十九年八月十四日

小型機船底びき網漁業の許可又は起業の認可の申請期間…………………………………

大分県内水面漁場管理委員会告示第一号

)内水面漁場管理委員会告示

大分県知事

広

瀬

勝

貞

定により、

次のとおり指示する。

平成二十九年八月十四日

大分県内水面漁場管理委員会会長

原

和

人

指示の内容

漁業法

(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第百三十条第四項の規

ヨーネ病の発生……

告

示

Ħ

次

基本測量の終了……

公

告

こいの持ち出しの制限…

内水面漁場管理委員会告示

曜 日)

に規定する瀬戸内海をいう。)のうち大分県海域におけるなまこの採捕のみを目的とする小

型機船底びき網漁業(手繰第二種なまここぎ網漁業又は手繰第三種なまこけた網漁業)

(月

可又は起業の認可の申請期間は、

株明文堂印刷

三項の規定により、

瀬戸内海

(漁業法

(昭和二十四年法律第二百六十七号)第百十条第二項

大分県報

ع ح

種家額の

患畜・疑似

発生頭数

発

生 0)

場 所

発

生

年

月

 $\exists$ 

定により、次のとおり指示する。

平成二十九年八月十四日

大分県内水面漁場管理委員会会長

原

和

人

大分県内水面漁場管理委員会告示第二号

大分県知事

広

瀬

勝

貞

漁業法

(昭和二十四年法律第二百六十七号)第六十七条第一項及び第百三十条第四項の規

牛

患畜

二頭

日田市

平成

九

七・二七

指示の内容

大分県告示第四百七十四号

大分県漁業調整規則(昭和四十二年大分県規則第十八号)第八条第二項及び第二十一条第

平成二十九年八月十四日

とおりヨーネ病の発生について届出があった。

平成二十九年八月十四日

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、

次の

平成二十九年九月一日から平成三十年八月三十一日まで

指示の期間

この場合、

知事は、

大分県告示第四百七十三号

〇 告

示

り、又はかかっている疑いがあると認められた場合は、当該水域においては、内水面漁場

公共用水面及びこれと連接一体を成す水面において、

コイヘルペスウイルス病にかか

管理委員会が承認した場合を除き、こいを持ち出して他の水域に放流してはならない。

当該水域の範囲について速やかに公表するものとする。

(告示・内水面漁管委告示)

体を成す水面において捕獲したこいをその場で再び放す場合を除き、次のことを遵守する

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと連接一

体を成す水面にこいを放流してはならない。 次に掲げる要件の全てに該当するこいでなければ、県内の公共用水面及びこれと連接

コイヘルペスウイルス病の発生が確認された水域(発生確認後、持続的養殖生産確

び個人の池を含む。)のこいでないこと。 保法(平成十一年法律第五十一号)による適切な処理がまだ終了していない養殖場及

ヘルペスウイルスが検出されていないこいであること。 PCR検査(ポリメラーゼ連鎖反応法による検査をいう。)を受け、その結果コイ

2 生死を問わず、公共用水面及びこれと連接一体を成す水面にこいを遺棄してはならな

指示の期間

平成二十九年九月一日から平成三十年八月三十一日まで

## 告

○公

交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨の通知があった。 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定により、 次のとおり国土

平成二十九年八月十四日

大分県知事 広 瀬 勝

貞

作業の種類

基本測量(高度地域基準点測量、 水準測量

作業の地域

大分市、別府市、 日田市、 佐伯市、 臼杵市、 竹田市、豊後高田市、 杵築市、 豊後大野

由布市、速見郡日出町、 玖珠郡九重町及び玖珠郡玖珠町

作業の終了日

平成二十九年三月十日

項の規定により、次のとおり日出町長から公共測量の実施について通知があった。 測量法 (昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一

平成二十九年八月十四日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

作業の種類

公共測量(写真測量)

作業の地域

日出町

 $\equiv$ 作業の期間

平成二十九年六月七日から平成三十年三月十六日まで